

台風時等における生徒の登下校について

生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から本校の所在地である豊川市に暴風警報または暴風雪警報、特別警報が発表された場合、授業の実施の有無は次の1～3のとおりになる。

- 1 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- 2 始業時刻2時間前以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
- 3 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記の、1、2の場合、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。

また、生徒の居住市町村に暴風警報または暴風雪警報、特別警報が発表されている場合も、上記のとおりである。

※定期考査実施日については別途連絡をする。